

令和5年度第4回市原警察署協議会

1 開催日

令和6年3月14日（木曜日）

2 開催場所

市原警察署

3 出席者

・ 協議会委員 8人 ・ 警察署 6人

4 業務報告

(1) 刑法犯認知件数について

(2) 交通事故発生状況について

5 警察署からの諮問事項

なし

6 委員からの要望・意見等

(1) 【質問】 警察の逮捕術大会等の見学は警察活動の効果的な広報になると思うので、広く市民や子供たちに見学を呼びかけてほしい

【回答】 警察の武道大会は一般に公開されており見学は自由にできますので、周知するためにはミニ広報誌等で広報も必要と考えています。また、警察署で行われている柔道クラブ等の参加者にも、警察の柔道大会を見学を計画する等の広報をしていきたいと考えています。

(2) 【質問】 道路標示に「あっ！」という文字を使う県があるというニュースをテレビで見たが、注意喚起に有効な方法だと思うので千葉県でも採用してもらいたい。

【回答】 千葉県では「あっ！」という道路標示は使われていません。道路標示にはいろいろな規制があり、どのような表示をするかは道路管理者と協議して必要性を検討する必要がありますが、全国各地の自治体が独自の言葉を道路に表示するようになると逆に交通の混乱を招く恐れもあり、慎重な協議が必要と考えます。

注意喚起方法としては道路標示に限らず、看板を活用したり、言葉以外にも色や形の表示を工夫して知らせる方法も検討していく必要があると考えています。

(3) 【質問】 飲酒運転の根絶と言っているが、居酒屋の駐車場に車が駐車されている現状を見ると飲酒運転を疑ってしまうが、警察はどのように取締りしているの

か教えてほしい。

【回答】居酒屋に車で来ている客は、同乗者の中でお酒を飲まない人が運転することとなっており、居酒屋に来ているからと言ってすべての車が飲酒運転しているとは言えませんが、警察でも飲酒運転の情報があれば、その情報に基づいて取締りを実施しています。

(4) 【質問】銅線や金属盗難が増えていると言うが、買う側を取り締まれば盗難は減るのではないか。取締りを強化してほしい。

【回答】金属くずの買い取り業者には法律の規制がなく、買った側の業者を取り締まるのは難しいのが現状です。他県では条例等を整備して金属の買い取り業者に規制をかける動きもありますし、今後は法律の整備も必要になってくると思いますが、現状では追跡捜査で被疑者を特定するしかありません。

(5) 【質問】自転車の取締りは始まっているのか、また、どのような場合違反になるのか教えて頂きたい。

【回答】現在悪質な違反は赤切符で事件化していますが、自転車違反への青切符導入は2年後の令和8年です。

自転車も車と同じと考えて、携帯電話の使用や傘さし運転をしない等の交通ルールを守るのはもちろん、原則車道を走るようにしてください。

(6) 【質問】移動交番の警察官が職場に来て、不審者侵入訓練や刺股の使い方を教えてもらった。そのような訓練を受けたいが、インターネットで調べても出てこないし、警察には相談しにくい。ホームページ等で案内を出していただけると糸口がつかみやすくなるのではないか。

【回答】県警本部のホームページに「あおぼーし」の講話受付が掲載されています。そのほかにも、薬物乱用防止教室や簡単な護身術など各種講話の担当がいますので、生活安全課に問い合わせてください。

(7) 【質問】変則的なT字路やロータリー交差点などは、ウインカーを出すべきかどうか判断に迷うので、どのような場合に合図を出すべきなのか教えて頂きたい。

【回答】右左折する場合は、ウインカーを出さないと合図不履行の違反になります。自分が運転している車の進行方向が明らかだから合図は不要と思える場合でも、歩行者や自転車にも注意喚起をする意味で合図は必要になります。

7 答申等に対する措置結果

なし

8 その他

なし

《市原警察署協議会開催状況》



【署長挨拶】



【会長挨拶】



【警察幹部紹介】



【治安情勢説明】



【交通情勢説明】



【委員質問】